

2025年 3月5日

環境大臣 浅尾 慶一郎 殿

一般社団法人 日本哺乳類学会

理事長 本川雅治

第一種特定鳥獣保護計画（カモシカ）作成のための ガイドラインの整備に関する要望書の提出について

拝啓 日頃より日本哺乳類学会の活動にご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

ニホンカモシカ（以下、カモシカ）については2000年前後から、西日本におけるカモシカ地域個体群の急速な衰退による絶滅危惧の増大、全国的な現象としての山岳地帯中心部における密度の低下と低標高地・ヒトの生活圏への進出など生息状況の変化が起きています。そのため、環境庁（当時）、文化庁、林野庁による1979年の三庁合意に基づく施策の拡充と具体化があらためて必要となっています（2020年6月30日付けの要望書 参照）。

中でも、個体数が激減している西日本のカモシカ個体群（九州、四国、湖西地域、鈴鹿山地、紀伊山地）は、湖西地域を除き環境省レッドリスト2020において絶滅のおそれのある地域個体群（LP）に選定されています。しかし、九州と四国はカモシカ保護地域が設定されておらず、残りの3地域ではカモシカ保護地域は設定されているものの、面積が狭く帯状で保護地域内の生息数が少ないという共通の問題を抱えており、その保全は緊急課題となっています。

そのため、複数の府県にまたがる分布域全体を対象とする包括的な保護施策が求められます。しかしながら、各自治体によって鳥獣行政を担当する部署の属性が異なること、カモシカの保護管理には鳥獣行政、生物多様性行政、文化財行政のみならず農林業行政も関与することから、行政界をまたいで分布する地域個体群の保護管理では、第一種特定鳥獣保護計画の策定による、横断的かつ広域的な連携の強化が不可欠です。一方、現行の特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（2010年3月公表）には、カモシカの捕獲を前提とした第二種特定鳥獣管理計画作成のための内容しか記載されていません。以上のことから、小規模で個体数の減少が顕著なカモシカ地域個体群の保護管理を進めるために、現行のガイドラインに絶滅回避と個体群回復に必要な第一種特定鳥獣保護計画作成にかかわる内容を追加する必要があります。

つきましてはここにカモシカ保護管理施策の充実に関する要望書を提出しますので、ご検討の上早急な対応をお願い申し上げます。なお、本件に関して日本哺乳類学会は最大限の協力を惜しまぬ所存です。

敬具

<連絡先>

池田 透（日本哺乳類学会哺乳類保護管理専門委員会委員長）

〒060-0810 北海道札幌市北区北10条西7丁目 北海道大学大学院文学研究院（Tel. 011-706-3029）

小池 伸介（日本哺乳類学会哺乳類保護管理専門委員会カモシカ保護管理検討作業部会 部会長）

〒183-0054 東京都府中市幸町3-5-8 東京農工大学農学部（Tel. 042-3677-5630）

安田 雅俊（日本哺乳類学会哺乳類保護管理専門委員会カモシカ保護管理検討作業部会 副部会長）

〒860-0862 熊本県熊本市中央区黒髪 4-11-16 森林総合研究所九州支所（Tel. 096 - 343-3168）

日本哺乳類学会（公式 HP：<https://www.mammalogy.jp/>）

2025年 3月5日

第一種特定鳥獣保護計画（カモシカ）作成のための

ガイドラインの整備に関する要望書

一般社団法人 日本哺乳類学会
理事長 本川雅治

ニホンカモシカ (*Capricornis crispus*) (以下、カモシカ) を対象とする現行の特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン (2010年3月公表) は、カモシカの捕獲を前提とした第二種特定鳥獣管理計画作成のための内容となっています。本学会は、カモシカの絶滅危惧地域個体群の現状を鑑み、その個体群のこれ以上の減少を止め、回復を目標とする第一種特定鳥獣保護計画作成のためのガイドラインの整備を要望します。

カモシカ保護管理と絶滅危惧個体群をめぐる状況

日本哺乳類学会が2020年6月30日付けで環境省、文化庁、林野庁に提出した「ニホンカモシカの保護管理施策に関する要望書」(別添資料) では、カモシカの生息および保護管理の現状について以下のように整理しました(本要望書と特に関係のある部分に下線)。これは現在でも当てはまります。

1) 三庁合意の2つの柱であった保護地域と個体数調整に関してはその枠組みが整備され、モ

ニタリングや捕獲のコントロールなどの施策は一定の成果を上げている。またカモシカ被害の大幅な減少により、被害問題は保護管理上の最大の課題ではなくなった。

- 2) その一方で、保護地域と個体数調整にかかわる地域以外はほとんど放置された形で、生息動向等も把握されず、特段の施策も行われない状況が続いている。
- 3) 最近 40 年間に分布は拡大したが、生息密度は低下傾向にある。特に四国、九州および近畿地方の地域個体群では、個体数が激減して絶滅の危惧が生じている。また保護地域をはじめとした山岳地帯中央部の密度が低下する一方、個体配置が低標高地域にシフトしているようで、保護地域だけでは地域個体群の存続を保証できない状況がいくつかの地域で生まれている。
- 4) 実態としてのカモシカの保護管理は、保護地域における文化財としての保存と保護地域以外における保護管理に 2 分され、地域個体群全体を対象とした統合的な保護管理が進んでいない。

本要望書は、上記の 3) および 4) と関連し、最も緊急的課題である個体数が激減している西日本のカモシカ絶滅危惧個体群（九州、四国、湖西地域、鈴鹿山地、紀伊山地）や、東日本の一部の個体群を主たる対象とするものです。これらのうち九州、四国、湖西地域、鈴鹿山地、紀伊山地の 4 地域のカモシカは、環境省レッドリスト 2020 において絶滅のおそれのある地域個体群（LP）に選定されています。九州と四国は文化財保護を目的としたカモシカ保護地域が設定されておらず、残りの 3 地域ではカモシカ保護地域は設定されているものの、面積が狭く帯状で保護地域内の生息数が少ないという共通の問題を抱えています。これらの絶滅危惧個体

群では分布域全体を対象とする保護施策が必要となります。

また、カモシカの保護管理施策はシカ・イノシシ等の管理の在り方と強く関連するものです。保護対象とすべきカモシカ個体群の分布域においてシカ・イノシシ等の防除事業が広く行われている現在、罠による錯誤捕獲や防護柵における事故死、シカの個体数増加および分布拡大がもたらすカモシカ個体群への負の影響を積極的に低減することは、鳥獣保護管理法のもとで鳥獣行政が取り組むべき課題となっています。

九州における絶滅危惧個体群保全の取り組み

地方行政による取り組みが最も進んでいる九州についてみると、カモシカが分布する熊本・大分・宮崎3県では、カモシカは県レッドリストでそれぞれCR、CR、VUに選定されており、また各県の指定希少野生動植物に指定され、条例により捕獲等が規制され保護が図られていますが、いずれの県でも生息地等保護区の指定はされていません。このようななか、大分県では生物多様性行政が主、鳥獣行政と文化財行政が副となり、2022年4月、他県に先駆けて保護管理事業計画を策定し、①生息状況等の把握、②生息環境の保全、③飼育下繁殖の検討、④普及啓発の推進、⑤効果的な事業の推進のための連携の確保といった取り組みを開始しました。上記の②生息環境の保全にかかわる喫緊の課題として前述の「錯誤捕獲の防止」があることから、鳥獣行政のより積極的な取り組みを急ぐことが強く求められます。なお、九州以外の地域個体群については上記のような取り組みはまだ行われていません。

鳥獣行政と生物多様性行政は、県によって過去の経緯から同一部署が担当する場合と、異なる部署が担当する場合があります。大分県は後者で、鳥獣行政は農林水産部森との共生推進室、

生物多様性行政は生活環境部自然保護推進室が担当しています。一方、熊本県と宮崎県は前者で、それぞれ環境生活部自然保護課、環境森林部自然環境課が担当しています。また、各県とも文化財行政は教育委員会のもとにあり、熊本県と大分県では文化課、宮崎県では文化財課が担当しています。このように各県によって鳥獣と生物多様性を担当する部署の属性が異なることを考慮しますと、行政界をまたいで分布するカモシカ地域個体群の保護管理では、第一種特定鳥獣保護計画の策定により、横断的かつ広域的な連携を強化することが不可欠です。

要望内容

西日本のカモシカは、「その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）」の要件を満たしていると思料され、複数の府県にまたがる第一種特定鳥獣保護計画の策定を視野に入れた、分布域全体を対象とする包括的な保護施策が求められます。カモシカの保護管理は鳥獣行政、生物多様性行政、文化財行政のみならず農林業行政にもまたがる横断的で複雑な問題であり、また国と地方自治体が主体となって取り組むべき重要な課題です。以上のことから、小規模で減少が顕著なカモシカ地域個体群の保護管理を進めるために、現行のガイドラインについて、絶滅回避と個体群回復に必要不可欠な第一種特定鳥獣保護計画作成にかかわる内容を追加すること、および地方自治体間の連携推進を支援することを環境省に強く要望します。

具体的には、以下の内容を含むガイドラインの作成を要望します。

・鳥獣行政におけるカモシカ保護管理の考え方と枠組み

鳥獣行政としてのカモシカの保護管理の基本的な考え方を示し、地域個体群の長期にわたる安定的存続に向けた目標設定の仕方、目標ごとに実施すべき項目を整理する。

・保護地域以外のモニタリングの重要性

現状のカモシカの主要な生息地となっていると考えられるカモシカ保護地域以外のカモシカの生息状況のモニタリング（地域個体群・都府県ごとの）の重要性やその手法について整理する。

・地域個体群を単位とした保護管理の実施の推奨

第一種特定鳥獣保護計画は各都府県で策定するものであるが、地域個体群を単位とした、都府県をまたいだ広域での計画の策定、施策の実施の重要性を明確に示す。

・文化財行政との連携

これまで文化財行政によって行われてきた特別調査および滅失届の情報の収集体制と連携することで、より広域で、精度の高いモニタリング体制の確立の重要性を示す。

・シカ・イノシシ等の特定計画へのカモシカの保全にかかわる内容の追記

カモシカの保護管理施策は、シカ・イノシシ等の管理の在り方と強く関連し、特に錯誤捕獲や防護柵における事故死の影響を低減する必要がある。そのため、シカ・イノシシ等の管理計画に錯誤捕獲についての正しい情報と対処法の記載を求める内容を含むとともに、農林業行政との連携の必要性を示す。

・都府県による生息地として重要な区域の設定の推奨

カモシカは排他的な行動圏を持ち、他の保護管理の対象となる大型哺乳類（クマ、シカなど）

に比べて、行動圏が狭く、生息地への定着性が高い。そのため、現在のカモシカ保護地域外に都府県または市町村が生息地として重要な区域を新たに設定することで、きめ細かなゾーニングによる更なる保全効果が期待できる。